

産商商第32号  
平成28年12月8日

株式会社エディオン  
代表取締役 久保 允誉 様

京都市長 門川大作

### 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市の意見について（通知）

平成28年4月28日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

#### 記

##### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エディオン洛西店  
京都市西京区樅原芋峠19-1, 20-9, 47-2, 48, 20-8, 22-2一部,  
秤谷44-8一部, 44-14, 44-16, 44-18, 54-2

##### 2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配意するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

##### 3 付帯意見

来店車両が国道9号線沿いの出入口を右折で入出庫しないよう、案内看板などにより周知するとともに、交通に関する周辺住民からの要望や、問題が起こった場合には、誠実に対応することが望まれます。

## 意見理由

### 1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、都市計画法上の準住居地域及び市街化調整区域に立地している。

周辺の状況は、北側は事業所及び道路を隔てて市施設、東側は事業所、西側は店舗及び事業所、南側は国道9号線を隔てて池、住居、店舗が立地している。

### 2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、駐車場の運営に関する質問や夜間の青少年に対する対応についての質問及び要望が出された。

### 3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

### 4 市の見解

今回の届出内容は、既存店舗の1階に新たなテナントが出店することに伴う、営業時間の変更（延長）、来客が駐車場を利用することができる時間帯の変更、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯の変更、廃棄物等の保管施設の位置及び容量の変更、駐車場の位置の変更並びに駐輪場の位置及び収容台数の変更である。

今回の変更による影響について、指針に掲げる事項との関連では、営業時間の延長により、一日あたりの総来客数が増加し、車や自転車等による来店客が増加すること、廃棄物等の排出量が増加すること、騒音について等価騒音レベルの増加及び夜間における騒音の発生が予想される。

以下の内容を踏まえた結果、周辺環境に与える影響は少ないと判断される。

#### （1）駐車場について

店舗の営業実績及び予測によると、ピーク時においても変更後の収容台数でも空き台数があるため、不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

なお、来店車両が国道9号線沿いの出入口を右折で出入庫しないよう、案内看板などにより周知するとともに、交通に関する周辺住民からの要望や、問題が起こった場合には、誠実に対応することが望まれる。

また、当該店舗は公共交通機関の利用が不便な地域に立地しているため、車を利用しない顧客の利便性を向上させる取組みについて検討することが望まれる。

#### （2）駐輪場について

今回の変更は、京都市自転車等放置防止条例に基づく駐輪場を新たに届け出たことに伴い、同条例に基づく付置義務台数を法上の駐輪場として届け出るものであるが、予測においても必要な台数を確保しており、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

#### （3）廃棄物等保管施設について

今回の変更で廃棄物等の保管施設の容量が減少するが、現在の店舗の実績及び予測によると、必要な保管容量を確保しているため、変更後の廃棄物保管施設容量で対応

可能であると考えられる。また、施設配置等についても適正な配慮がなされており、周辺環境への影響は少ないと考えられる。

#### (4) 騒音について

等価騒音レベルについては、昼間及び夜間ともに、変更後の予測でも環境基準値を下回っている。

夜間の騒音の最大値については、店舗敷地境界において、自動車走行騒音及びアコーディオンゲートの音が規制基準値を上回っている。

しかし、届出者において、夜間の騒音対策として22時以降は国道側の駐車場出入口及び地下駐車場を閉鎖する計画をしており、店舗に近接する住居立地点においては規制基準値を下回っていることから、周辺の生活環境に影響を及ぼす恐れは少ないと考えられる。